

農業委員会だより



新しい農業委員と農地利用最適化推進委員 が決まりました

任期満了に伴い、4月1日に農業委員が茂木市長から任命され、辞令が交付されました。また、4月3日に農業委員会総会が開催され、農業委員会長及び会長職務代理者の選出が行われました。同日、農地利用最適化推進委員が会長から委嘱状を手渡されました。新体制で今後3年にわたり本市の農地行政や農地利用の最適化の推進に尽力していただく委員を紹介します。

会長あいさつ



安中市農業委員会

会長 竹内 佳重

この度、農業委員の改選に伴い、4月3日の総会に於いて委員の互選により新会長に就任いたしました。経験豊富な前会長の後任となり、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

制度改正され3年がすぎましたが、引き続き農地等の利用最適化事務（遊休農地の発生防止、担い手への農地集積、新規参入の促進）が国の重要事案として今まで以上の成果が求められております。新たな農業委員会体制をスタートさせるにあたり、私たち農業委員会は、農業者の代表機関として法令遵守と高い倫理観を持ち、農地中間管理事業や従来からの委員会業務を農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となつて、本市のさらなる農業振興に全力で取り組む所存でありますので、今後とも皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

農業委員の紹介



宮口 太郎(東横野)



会長
竹内 佳重(磯部)



山田 茂(原市)



丸山 征二(安中)



磯貝 俊夫(秋間)



内田 忠雄(板鼻)



白石 隆(岩野谷)



森泉壽義雄(東横野)



橋本 一男(松井田)



上原恵美子(後閑)



職務代理
上原 正孝(後閑)



大沢 秀夫(秋間)



宇佐美幸雄(九十九)



飯野 優(西横野)



佐藤 恒雄(坂本)



武井 洋一(臼井)

『農地の転用・売買などには農地法の許可が必要です。』

◇農地転用とは？

農地を農地以外に使用することです。すなわち住宅用地や店舗用地、資材置場、駐車場、山林などの用地に変換することです。

◇一時的な場合には？

資材置場、土採取場など一時的に利用する場合や、田・畑を埋め立てて農地造成する場合も転用になり、許可が必要となります。また、事業完了後は、農地への復元が許可条件となります。

◇申請方法は？

毎月10日締切です。(休日の場合は翌開庁日) 開庁日を除いて申請受付が出来ますので農業委員会へ早めの申請をお願いします。

また、農地転用許可後に進捗状況報告及び事業完了報告の義務がありますので、報告書の提出をお願いします。

※様式は農業委員会または市ホームページにあります。

農地利用最適化推進委員の紹介



木暮 均 (東横野)



武井 隆夫 (磯部)



土屋 智則 (原市)



委員長
長澤 和雄 (安中)



小林 明男 (秋間)



中島良農夫 (板鼻)



茂木 繁 (岩野谷)



佐藤 昇 (東横野)



浅野 博史 (坂本)



土屋 友道 (臼井)



飯沼 康好 (松井田)



神宮 俊夫 (後閑)



副委員長
上原 一夫 (細野)



藤巻 覚 (九十九)



中山 範雄 (西横野)



古谷 正義 (西横野)

『適正管理で農地を守りましょう』

農地法では、農地の所有者や権利者は、農地の適正管理を行うことが定められています。管理せず放置すると、雑草が繁殖し害虫の温床や鳥獣のすみか、ゴミの不法投棄をされるなど、近隣農地や住民に迷惑をかけることとなります。たとえ作付けを行わない農地であっても、草刈りなどの農地管理を行い耕作放棄地にならないようにきちんと管理しましょう。適正管理されていない農地の所有者には、農地が有効利用されるよう調査等を行うことがあります。

『農地を相続した場合には農業委員会への届出が必要です。』

相続で農地の権利を取得した場合には、農業委員会へ届出義務がありますので、提出をお願いします。
※詳しくは農業委員会事務局まで

『農業者年金に加入して、老後に備えましょう!!』

◇農業者年金の加入要件

次の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

- ①年齢要件・・・60歳未満
- ②国民年金要件・・・国民年金第1号被保険者
- ③農業の要件・・・年間60日以上農業に従事
※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます。

◇農業者年金は積立方式

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型です。

脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することができます。

◇保険料は自由に選択

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できるので、経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

◇税制上の優遇措置

- ①支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ②受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

◇終身年金

原則65歳から「農業者老齢年金」を受給できます。仮に年金加入者や受給者が80歳前に

亡くなられた場合でも、80歳までに受給するはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。
※詳しくは確氷安中農業協同組合の東部、西部支所または農業委員会事務局まで

『家族経営協定を結びませんか?』

◇家族経営協定とは?

家族経営協定とは、経営方針や役割分担、将来の目標などについて家族間で十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるものです。「家族だからわざわざ文書にしなくても分かり合っている」と思われるかもしれませんが、家族全員が働きやすい環境づくりを決めることが重要です。

◇家族経営協定を締結する目的は?

家族経営は、家族だからこそその良い点が沢山ありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

また、農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営へ参画する事で、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけで農業経営改善や目指すべき家族経営の姿に繋がります。

◇協定後のメリット

- ①農業者年金保険料の助成が受けられます。

- ②夫婦の場合、青年就農給付金の上乗せが受けられます。

- ③農業改善資金などの低金利融資を受けられます。

- ④共同経営している配偶者や後継者も認定農業者になれます。

※メリットを受けるには、一定の条件があります。詳しくは農業委員会事務局まで



平成30年度は2組の家族協定が結ばれました

『全国農業新聞を読みませんか?』

農業経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

【発行日】毎週金曜日

【発行元】全国農業会議所

【購読料】一ヶ月700円

※申込は農業委員会事務局まで